

日本ソフトバレーボール連盟

「コンプライアンス違反・再発防止策」

1 組織内における確認体制の強化

- ・ 本連盟役員（理事・監事・評議員・各委員会委員を含む）にコンプライアンスに関する意識向上と周知徹底を図る。

2 役員相互間の監視強化

- ・ 本連盟の各種事業に関わる役員は日常の行動・言葉遣いについてもコンプライアンスを意識したコミュニケーション能力の向上を図り、自己研鑽に努める。
- ・ 相互に「不快感を与えない配慮」・「誰もが平等に仲良く楽しい活動」の実践に努める。

3 定期的な「コンプライアンス教育・研修」の実施

- ・ 本連盟が開催する各種会議、「マスター、アクティブリーダー講習会」において、定期的を実施し最新の情報を共有し、常に意識向上を図る。

4 内部通報・相談窓口の設置

- ・ 本連盟ホームページ上に「通報・相談窓口運用規程」及び「受付窓口」を設置する。

5 危機管理マニュアルを整備する（対応マニュアルは以下の通りとする）

- ① 対応の責任者⇒（コンプライアンス委員長）
- ② 対応担当者の役割分担⇒（統括、調査、被害者のケア、広報）⇒（コンプライアンス委員）
- ③ 対応手順（違反事実の有無⇒ある場合は内容、頻度、関与した者、被害者の有無・人数・状況、訴訟リスクの有無・程度、SNS等炎上リスクの有無・程度など）⇒（コンプライアンス委員）
- ④ 報告、連絡方法⇒「通報・相談窓口」運用規程（案）により実施⇒（コンプライアンス委員会）
- ⑤ 外部相談先⇒（JVAコンプライアンス委員会、法律専門家等）
- ⑥ 懲戒処分の検討手順、考慮要素⇒（コンプライアンス委員会⇒企画委員会⇒理事会）
- ⑦ 再発防止に関する検討手順⇒（コンプライアンス委員会⇒企画委員会⇒理事会）

本防止策は、2025年 4月 1日から実施する。